

# 視障協だより

第265号

令和2年8月発行

社会福祉法人 長野県視覚障害者福祉協会

事務局 〒390-0802 長野県松本市旭2-11-39

電話 0263-32-5632

FAX 0263-32-7854

理事長より	1
事務局より	2
音訊事業部より	19
事業推進委員会だより	
令和元年度会員事業費決算報告	21
令和元年度決議事項処理報告	25
啓発広報部より	29
情報機器研究部より	29
女性部より	30
スポーツのお知らせ	32
プレゼントクイズコーナー	33

# 理 事 長 よ り

理事長 青木勝久

「コロナ・コロナ」で今年も7ヶ月が過ぎ去りました。会員の皆様におかれましては、感染症対策にご協力いただきまして心より御礼申し上げます。

三療に携わっておられる会員の皆様も、「密接」の対応に頭を悩まされていると思います。協会にも、「患者さんが少なくなったが、何とか県や国に働きかけていただきたい」などのお電話の相談がありました。日本視覚障害者団体連合では、5月と7月に厚生労働省に要望書を提出しております。詳しい内容につきましては、日視連のホームページ(<http://nichimou.org/notice/20200514-jim/>)をご覧ください。

県の南部などでは大雨の被害が報道されております。会員の皆様の中にも怖い思いをされた方がおられるかもしれません。心よりお見舞い申し上げます。被災された方には、日視連災害見舞が適応されますので、協会事務局までご連絡ください。

59年前、「3・6災害」が南部で6月から7月にかけて発生したと記録されております。大きな被害が出て、大勢の方々が亡くなり、多くの集落が土砂に流されたと聞いております。今回は、その時の雨の量より多く降ったようです。いつ、何処で災害が起こるのかわかりません。「避難準備情報」が自治体から発せられましたら、自らの命を守るため、できるだけ早く安全な場所に避難することを心がけましょう。

さて、協会も5月の理事会・評議員会は、コロナウイルス感染防止のため、書面により議決をしていただきました。

7月14日には第2回の理事会を開きました。続いている協会の赤字解消のため方向性を話し合いました。次回の理事会において細かな内容を審議し、必要な事項は評議員会に提出していきたいと思います。会員の皆様方にも色々ご協力をいただくことがあろうかと思っております。その時は宜しく願いいたします。

協会も7月26日の「情報機器講習会」から参加者を15名までに限定し開催いたしました。これ以降の行事につきましては、今後の国内の感染状

況を踏まえて実施していきたいと思います。

また、7月22日からは「Go Toトラベル」キャンペーンも始まり、長野県内にもウイルスが入ってこないことを祈りつつ報告といたします。

## 事 務 局 よ り

### 【賛助会費納入について】

日頃は協会の充実と発展にご協力を賜り、深く御礼申し上げます。

令和元年度は、約6万円の尊いお気持ちを寄せていただきました。

昨年度ご協力いただいた皆様には、是非今年も引き続きお願い申し上げますと共に、まだご加入いただいていない皆様には、是非ご加入いただいて、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、郵便局の振込用紙を同封いたしますので、ご協力よろしくをお願いいたします。(同封の振込用紙は賛助会費以外の送金にはご利用いただけません)

なお、本年度既にご協力いただきました皆様には、ご容赦下さい。

### 【8月の休館日について】

県視覚障害者福祉センター(以下、「センター」と称す)は、8月8日(土)から8月18日(火)まで夏期休館と定休日の為、連休となりますのでよろしくお願い致します。

### 【令和2年度厚生労働大臣免許保有証の新規交付申請および

#### 更新手続きについて】

令和2年度の新規交付申請受付を当会でも開始しておりますので、必要な方は協会事務局へお電話にてお申し込み下さい。

また、平成27年度交付の方は今年度が更新年となります。該当の方には、既に更新手続きのお知らせをさせていただいておりますので、お忘れ無く更新申請をしていただきますよう、お願い致します。

## 1. 申込手順

- ① まずは、事務局へお電話下さい。申請用紙をお送り致します。
  - ② あはき師の免許証の有無及び免許登録事項の変更がないか確認
    - ※ 紛失・変更がある場合は、財団への再発行申請手続が必要となります。
    - ※ 住民票の氏名・本籍地と免許証の氏名・本籍地の記載事項が異なる場合は、免許証再発行後の来年度の申請となります。
  - ③ 事務局からお手元に届きました厚生労働大臣免許保有証交付申請書(新規)及び写真貼付用紙の記入と添付書類・写真の準備
    - ・顔写真(縦45mm×横35mm・フチ無し・正面・無帽・無背景・6ヶ月以内に撮影したもの。カラーでも白黒でも可)
    - ※ 写真は貼り付けないでください
      - ・身分証明書のコピー(身障手帳もしくはパスポートに限定させていただきます。A4サイズでコピーをおとりください。)
      - ・あはき免許のコピー各1部ずつ(A4サイズ)
    - ※ 都道府県知事免許で裏書がある場合は裏面のコピーも必要
    - ※ あはき免許証に記載された申請者の氏名や本籍地が、住民票に記載された内容と異なる場合、免許保有証の発行はできません。
      - ・本籍地が記載された住民票原本(発行日より6ヶ月以内のもの)
    - ※ マイナンバーが記載されていないもの
      - ・手数料：会員＝2,404円、非会員＝4,404円(免許保有証発送料金含む)
    - ※ 申請書送付時に郵便局振替用紙を同封致しますので、ご送金下さい。
  - ④ ②③でご用意いただいたものを下記にご送付下さい
    - 【送付先】 〒390-0802 松本市旭2-11-39
    - (福)長野県視覚障害者福祉協会
2. 申請期間：7月1日(木)～8月21日(金)
3. 免許保有証発送予定期間：令和3年3月予定

## 【音声体温計けんおんくんについて】

今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、毎日の検温が定着しつつある中、当然の如く販売店の店頭からは体温計の姿がチラホラと数本が並ぶ状況が続いております。当センターでも「音声体温計けんおんくん」の在庫が残りわずかとなりました。今後、ご購入をご検討いただく際は、事前に在庫状況をご確認ください。在庫終了となった場合には、生産の目安がたっていない為、入荷日未定となりますので、相当なお時間を頂戴しますが、予めご承知おき下さい。なお、当センターでの「音声体温計けんおんくん」販売価格は10,600円（取りに来られない場合は、宅配料を別途578円頂戴致します）となっておりますので、日常生活用具費でご購入の場合には、支給上限額との差額を実費でご請求させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

また、日常生活用具費給付申請や、補装具費給付申請をご希望の方は、生年月日と身体障害者手帳番号、手帳交付日、障害名、障害等級、給付を希望する理由をお電話でお知らせ下されば、当方で手続きをさせていただきますので、事務局までお気軽にお電話をください。

## 【新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします】

自分を守り、大切な人を守り、地域と社会を守るために、接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称:COCOA)COVID-19 Contact Confirming Application、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(ブルートゥース)を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

- ・1メートル以内、15分以上の接触した可能性
- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報(ランダムな符号)を記録します

※記録は14日経過後に無効となります

※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません

※Bluetoothをオフにすると情報を記録しません

iphoneからダウンロードする方はこちらから：<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

Androidからダウンロードする方はこちらから：<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>

詳しくはこちら、厚生労働省ウェブサイト：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

#### 【新型コロナウイルス接触確認アプリ利用者向けQ&A】

問1：接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2：アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

問3：他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態(概ね1メートル以内で15分以上)を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出

ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4：個人情報収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5：位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することはありません。

問6：他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境(ガラス窓や薄い障壁など)、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7：利用はいつでも中止できますか

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8：アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9：新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの

登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にさせていただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10：新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11：陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12：厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

## 【長野県による健康・理美容サービス業等の小規模事業者向け

### 新型コロナウイルス危機突破支援金申請受付が始まりました】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中、顧客との密接な接触を避けることが難しい業種に対して、業種別ガイドラインによる感染防止策に取り組む長野県内の小規模事業者の皆様を支援するため、新型コロナウイルス危機突破支援金(以下「支援金」という。)が交付されます。

県内で小規模事業者(個人事業者含む)として三療業を行なっている方も対象となりますので、開業している方は是非ご活用下さい。

#### 1. 交付額：1事業者につき10万円(1回限り)

※ コロナ特別対応型持続化支援事業補助金、飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金、観光関連サービス業等生産性向上支援補助金との併給は出来ません。

※ 本支援金は、所得税の課税対象になります。

2. 交付対象者：以下の要件を全て満たす事業者が対象です。

- ① 県内に本社所在地を有し、県内で事業を営み、常時使用する従業員の数が5人以下の小規模事業者であること。
- ② 業務が、理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、運転代行業、療術業のいずれかに該当すること。
- ③ 業種別ガイドラインに基づく、感染防止の取組を実施していること。※業種別ガイドライン詳細は別記のとおりとなります。
- ④ 県税に滞納がなく、業務に必要な許認可等を取得していること。

3. 交付の要件：支援金の交付を受けるためには、業種別ガイドラインに基づいて感染防止に取り組んでいることが必要です。

なお、支援金の交付を受けた事業者は、感染防止の取組を実施している事業者として、事業者名、所在市町村、事業所名、業種及び事業所の所在市町村が公表されます。

4. 申請書類の入手方法：下記の長野県庁ホームページからダウンロードまたは、お住まいの地域の地域振興局商工観光課で配布しております。

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona/toppakin.html>

申請書その他、申請に係わる必要添付書類として

- ① 「保健所の開設届出済証明書」または「個人事業の開業届出書(税務署)の控え」または「事業開始申告書(県税事務所)」のA4サイズ写し
  - ② 前年の確定申告書第一表申告書Bの控え写し
- ※ 対象業種の事業収入が計上されていること。業種の記載がない場合は、収支の内訳書(任意様式)等を添付すること
- ③ 支援金振込希望銀行口座等が分かる通帳等の写し(通帳を開いた1~2ページ目の写し)

5. 申請に係わる重要事項

- ・全ての添付書類には、申請者の氏名を必ず記入してください。
- ・必ずボールペンで記入してください。(消えるボールペンは不可)

## 6. 申請期間と方法

(1) 申請期間：令和2年7月10日(金)～令和2年9月30日(水)まで

※ 9月30日(水)消印有効です。

(2) 申請方法：最寄りの産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局商工観光課)で受付します。なお、郵送による申請の場合は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で申請してください。

### 【「新型コロナウイルス危機突破支援金」受付担当】

受付時間：午前9時～午後5時(平日のみ)

佐久地域振興局商工観光課：〒385-8533 佐久市跡部65-1  
(☎0267-63-3158)

上田地域振興局商工観光課：〒386-8555 上田市材木町1-2-6  
(☎0268-25-7185)

諏訪地域振興局商工観光課：〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10  
(☎0266-53-6000)

上伊那地域振興局商工観光課：〒396-8666 伊那市荒井3497  
(☎0265-76-6829)

南信州地域振興局商工観光課：〒395-0034 飯田市追手町2丁目678  
(☎0265-53-0432)

木曾地域振興局商工観光課：〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1  
(☎0264-25-2228)

松本地域振興局商工観光課：〒390-0852 松本市大字島立1020  
(☎0263-40-1932)

北アルプス地域振興局商工観光課：〒398-8602 大町市大字大町  
1058-2(☎0261-23-6523)

長野地域振興局商工観光課：〒380-0836 長野市大字南長野南県町  
686-1(☎026-234-9528)

北信地域振興局商工観光課：〒383-8515 中野市大字壁田955  
(☎0269-23-0219)

## 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

(公社) 日本鍼灸師会危機管理委員会

### 《はじめに》

令和元年12月に中国湖北省周辺で発生した新型コロナウイルス感染症は全世界的かつ急激な勢いで感染者数が増加し、我が国では4月7日、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言が発令され、その後全国へ拡大された。このような状況下で、新型コロナウイルス感染から施術者、スタッフや患者を守るために、以下の感染防止ガイドラインを作成した。

### 【院内施術の場合】

#### 《始業前》

- スタッフの検温、体調チェック(感冒症状の有無など)を行う。
- スタッフ同居家族の健康状態を申告してもらう。
- 感冒症状があるスタッフや新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は業務を行わない。

#### 《待合室》

- 受付のカウンター上に待合室と仕切る透明ビニールを垂らすかアクリルのパーティションを置く。
- 鍼灸院入り口に、発熱や咳など感冒症状のある方は施術できない旨掲示し、入室を回避する。
- 必ず予診(検温、体調チェック)を行い、発熱や咳など感冒症状のある患者には施術を行わない。
  - ◎ 解熱剤・総合感冒薬等を服用している場合もあるので留意する。
  - ◎ 新患(日常生活パターンや行動範囲が把握できない患者)の受け入れには特に注意する。
- 予診・問診の際は必ず施術者、患者ともにマスクを着用する。対面で問診等を行う場合は、マスクに加えゴーグルやフェイスガードの使用が望ましい。
- 室内で患者同士が十分な距離(1.8m以上)を取れるように

調節する。(例えば予約制にし、来院時間を調節する等)すなわち複数の患者が同じ空間に一定時間居ることを回避する。

※ 手で触れることの出来る距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者は濃厚接触とみなされる。

- 窓の開放や換気扇を使い、室内の換気を頻繁に行う。エアコンはできるだけ切っておく(フィルターの汚染や空気攪拌防止)。
- トイレは感染リスクが比較的高いと考えられるため、使用後には清拭消毒をすることが望ましい。また、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。洗面台にはペーパータオルを設置する。(タオルの共同使用は避ける。)

#### 《施術中・施術後》

- マスクは必ず着用する。患者にもマスクを着用させるのが望ましい。
- 一人の施術者で同時に複数の患者に施術を行わないことが望ましい。行う場合は、施術患者を交替するごとに、手洗いと手指のアルコール消毒を徹底し、施術グローブ使用の場合はその都度交換する。
- 施術後は、リネン(タオル等)の交換を1人ずつ行う。
- 窓の開放や換気扇使用による室内の換気を頻繁に行う。(最低でも1時間毎)
- 必要なら患者の高頻度接触部位に清拭による消毒(※)を行う。

※ アルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する。

- 施術前、施術後の手洗い、手指消毒を徹底する。(手洗いは石鹼を使用し、流水で行うことが重要。)

#### 《終業後》

- 窓の開放や換気扇使用による室内の換気を行う。
- 待合室内のイス、テーブル、備品、ドアノブ、手すり等

の清拭による消毒を行う。

- 治療室内のベッド・器具等の清拭による消毒を行う。
- リネン類・白衣等は毎日交換、洗濯する。
- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉する。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、作業後は手洗い、手指消毒を必ず行う。

#### 【往療の場合】

##### 《始業前》

- スタッフの検温、体調チェック(感冒症状の有無など)を行う。
- スタッフ同居家族の健康状態を申告してもらう。
- 感冒症状があるスタッフや新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は業務を行わない。
- 事前に患者の健康状態・感冒症状の有無、同居家族の健康状態を把握しておく。
- 感冒症状がある患者や新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は訪問しない。
- 訪問前に必ず手洗い、手指消毒を行う。

##### 《施術中・施術後》

- マスクは必ず着用する。患者にもマスクを着用させるのが望ましいが、無理はさせない。
- 同一建物など一人の施術者で同時に複数の患者に施術を行う場合は、一施術につき、手洗いと手指のアルコール消毒で次の患者に対応する。施術グローブの使用も視野に入れる。
- 施術後は、リネン(タオル等)の交換を1人ずつ行う。
- 窓の開放や換気扇使用による室内の換気を頻繁に行う。
- 必要なら患者の高頻度接触部位に清拭による消毒を行う。
- 施術前、施術後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- 玄関のドアノブを閉めた後、もう一度手指消毒を行う。  
※ 現在、介護保険施設などでは、利用者家族の面会を

中止しているところが多くあります。施設側から玄関で検温、体調の聞き取り、訪問時間、サインなどを求められることがありますので、素直に従うようにしてください。また、往療を断られる場合がありますが、施設利用者の命を守る行動に理解を示してください。

## ～長野県からのお願い～

### 長野県全域の感染警戒レベルをレベル2に引き上げます

新型コロナウイルス感染者が増加しており、7月28日に、長野県として直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が0.4人を超えました。今後、感染が拡大するおそれがあるため、長野県全域の新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルを「Level 2 (域内感染発生期)」に引き上げ、全県に「新型コロナウイルス注意報」が発令されましたので、下記にご留意いただき、予防の徹底にご協力をお願い致します。

①感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

(1)直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県

- 基本的な感染防止策を徹底するなど、慎重な行動をお願いします。

(2)直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県

- 往来の必要性を改めて検討してください。
- 高齢者等の重症リスクの高い方の往来は控えることを検討してください。

なお、夏季における帰省については、風邪症状などの体調の異変がある場合は控えるよう、また、感染の拡大している地域からの帰省は慎重に対応するようご家族を通じて呼びかけをお願いします。

また、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方は、基本的な感染防止策を徹底し、旅行中に風邪

等の症状が現れたら、直ちに最寄りの有症状者相談窓口にご相談ください。

②信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。

感染防止の3つの基本(身体的距離の確保、人込み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒)を徹底するとともに、クラスター(集団感染)発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご留意ください。

③発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関において感染が発生すれば、医療従事者の感染を招くなど、医療供給体制のひっ迫を招きかねません。そのため、直接医療機関を受診することは避けてください。

④重症化しやすい方を守ってください

ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方も含めてできるだけ控えてください。

⑤事業所での対策の徹底をお願いします

不特定多数の方が利用する事業者の皆様にあっては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人

お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いいたします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務・テレワークの活用、感染拡大地域への出張の再検討などを一層徹底いただくようお願いいたします。

特に、不特定多数の方が利用される施設にあつては、業種ごとのガイドラインを遵守いただいた上で「新型コロナ対策推進宣言」を行っていただくよう、改めてお願いいたします。

以上の点に十分ご留意いただき、自らを感染から守るとともに、自らが感染源となって感染を拡大させることがないように、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

#### **【第46回全国視覚障害者文芸大会開催要綱並びに応募要領】**

1. 目的：文芸を通して視覚障害者の情操を耕し、豊かな心の目を養いながら相互理解と友情の輪を広げることを目的とする。
2. 主催：社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
3. 後援：厚生労働省、文化庁、東京都、NHK
4. 応募規程
  - (1) 作品の種類：「短歌」、「俳句」、「川柳」、「随想・随筆」の4部門とし、自作、未発表の作品に限る。
  - (2) 応募資格：視覚障害者
  - (3) 応募方法
    - ① 短歌、俳句、川柳は、1人3首又は3句以内。随想・随筆は、点字の場合1行32マス250行以内、墨字の場合400字詰原稿用紙10枚以内。
    - ② 川柳の課題は「祈る」と「電話」の2題。3句のうちでどのように使ってもよい。他部門は自由。随想・随筆にはタイトルを付けること。

- ③参加料は、短歌、俳句、川柳は、1部門1,000円。随想・随筆は、1,500円。2部門以上応募するときは、それぞれの参加料を加算する。
- ④応募用紙は、部門ごとに別々の用紙を用い、1行目に部門、2行目から住所、氏名、電話番号、次の行から作品を書く。氏名には必ず読み仮名をつけること。点字で応募する場合：できるだけ墨字を書き添えること。間違い易い語句には簡単な注釈を付けること。墨字またはメールで応募する場合：固有名詞には必ずふりがなを付けること。
- ⑤応募の際は、必ず参加料【現金(現金書留封筒を利用すること)・小為替又は切手】を同封し、封筒には墨字で住所、氏名を明記する。メールで応募の場合は、入金方法と入金日を明記すること。
- ⑥応募作品の送付と入金両方が確認された時点で応募を受け付けたこととする。
- ⑦郵送にて応募の際、他人の作品は同封しない。
- ⑧作品の送り先：社会福祉法人日本視覚障害者団体連合文芸係(〒169-8664 東京都新宿区西早稲田2-18-2 jim@jfb.jp)
- ※メールで応募の場合は件名に【文芸作品応募】と記載すること  
郵便振替口座：00170-9-48326
- ⑨募集期間：令和2年7月1日～8月31日(当日消印有効)

## 5. 審査及び表彰

### (1) 審査員

- ①短歌：池田<sup>いけだ</sup>はるみ先生 黒岩<sup>くろいわたけよし</sup>剛仁先生 佐佐木<sup>ささきよりつな</sup>頼綱先生
- ②俳句：松井<sup>まついくにひろ</sup>国央先生 高野<sup>たかの</sup>ムツオ先生
- ③川柳：川端<sup>かわばたろくてん</sup>六点先生 西出<sup>にしでふうらく</sup>楓楽先生
- ④随想・随筆：堀越<sup>ほりこしよしはる</sup>喜晴先生 齋藤<sup>さいとうけいこ</sup>恵子先生

(2) 表彰：優秀な作品には厚生労働大臣賞、文部科学大臣賞、東京都知事賞、NHK会長賞、日視連会長賞を贈る予定。

6. 入選者発表：日視連情報誌「点字日本(12月号)」、「日視連アワー(12月号)」、「JBニュース(12月1日)」等で発表する。また、入選者インタビューを「声のひろば(2月号、3月号)」で放送する。

7. 作品集：応募作品を点字、墨字で刊行。応募者に送付する。俳句・短歌・川柳は、全作品、随想・随筆は、入選作品を掲載。応募の際、点字版、墨字版の希望を明記すること。墨字版希望の場合は、応募1部門につき、全部門掲載された作品集を1冊、点字版希望の場合は、応募1部門につき、1部門のみ掲載された作品集を1冊送付する。  
※追加の作品集の購入を希望の場合は、下記連絡先までお問い合わせください。
8. メールアドレスの登録：応募の際、メールアドレスをご記入いただいた場合、メールで入選者をお知らせするとともに、作品集のテキストデータを送付する。
9. 問合せ先：社会福祉法人日本視覚障害者団体連合文芸係(〒169-8664 東京都新宿区西早稲田2-18-2 ☎ 03-3200-0011/FAX 03-3200-7755 メール jim@jfb.jp)

### 【システムギアビジョンから音声操作家電販売開始のお知らせ】

この度、システムギアビジョンでは話しかけるだけで簡単に操作できる「音声操作家電」の販売を開始いたします。

販売する家電はエアコン、テレビ、サーキュレーター、シーリングライトです。

音声操作家電は、リモコンが手元に無くても音声により簡単に操作でき、無線LAN環境や面倒な設定が不要なので、購入後のセッティングも簡単なため、生活の質の向上に役立つ商品としてお客様にご提案いただけると考えております。

また、全国でサポートを受けることができ、エアコンなど取付工事が必要な場合は、国内すべての地域で専門の業者による工事(有料)が可能です。

#### [音声操作4K対応液晶テレビLUCAのオススメポイント]

取り付けて、話しかけるだけ

話しかけて、ON/OFF。話しかけて、チャンネルを変える。

リモコンが遠くても、手が離せなくても声で思い通りに操作できる。

買って取り付けたその日からすぐに使える優れものです。

#### [音声操作シーリングライトのオススメポイント]

忙しい時も、手が離せない時も、話しかけるだけ。簡単にオン/オフや明るさなどを調整できます。

「あかりをつけて」で点灯します。「あかりをけして」で消灯します。「あかるくして」で明るくなります。「くらくして」で暗くなります。「じょうやとう」で常夜灯になります。「ぜんとう」で明るさが最大になります。

デザインも豊富で明かりの色も多彩！

#### [音声操作サーキュレーターアイのオススメポイント]

風量5段階調節・3Dランダム送風・図書館よりも静か・便利なりモコン付き

上下、左右に立体的な動きで、より強力に空気をかくはん。微風から強風まで、細やかな風量調節が可能。

運転音35dB未満。(騒音値の目安は40dBが図書館・深夜の市街地)  
全ての操作をリモコンでも行えます。

冷暖房の効率を高めるから快適・省エネ：お部屋の空気を循環させることで、冷暖房効率が上がり、省エネにも繋がります。

#### [音声操作エアコンのオススメポイント]

高温多湿みはりくん・快適な睡眠を自動でサポート・内部清浄機能

マイク付きの専用リモコンを壁に設置することで、声でエアコンを操作できます。手が離せないとき、リモコンが見つからないときにも便利な機能です。

お部屋が高温、多湿になると自動で冷房運転：エアコン停止中にお部屋が高温・多湿になると、熱こもり防止のため、自動で冷房運転します。

快適な睡眠を自動でサポートおやすみモード：冷房・暖房モード時に設定すると、就寝はじめの時間帯は設定温度どおりに運転し、寝ついた頃から徐々に温度を調整。就寝時の冷やし過ぎや暖め過ぎを防ぎます。

※ 商品詳細はアイリスオーヤマホームページ(<https://www.irisohyama.co.jp/products/voice-activated/>)よりご確認ください。

# 音 訳 事 業 部 よ り

## 1. ごあいさつ

今年の梅雨は例年にない長雨で、長野県内にお住いの皆様も昨年の台風被害に引き続き不安な日々を過ごされたことと思います。

皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。

今回は、録音図書をご利用いただいている方から、日頃いただくお声をご紹介したいと思います。

長野市在住男性より、「長野県視障協の製作するデイジー図書は、声に温かみがあってとても聞きやすい。写真の説明について、他館作成のデイジーは「以下写真です」だけのところもあるが、長野県視障協の製作するデイジー図書は写真の説明がとても詳しくてありがたい。とても質が高いデイジー図書だと思って、ありがたく利用しています。」

飯田市在住女性より、「友人から県視障協の図書が面白いから利用してみたら、と教えてもらいました。これからも沢山利用したいです。新御宿かわせみシリーズを揃えて欲しい。」

皆様もお聞きになりたい録音図書のリクエストや、お聞きになられたご感想など音訳事業部まで是非お寄せください。お待ちしております。

## 2. 今月のおすすめ新作録音図書

### 1 ここが違うボケる人ボケない人:テキトーな人はボケない!

さいとうしげた  
斎藤茂太 著

ちょっとしたことが圧倒的な差になっていく。認知症、うつ、がん、脳卒中にならない健康の秘訣。

### 2 おもかげ橋

はむろりん  
葉室麟 著

剣は一流だが道場には閑古鳥が鳴く弥一。武士の身分を捨て商家に婿入りした喜平治。6年前故郷を追われ江戸で暮らす二人のもとに初恋の女が逃れてくる。だが変わらぬ美しさの裏には危うい事情があった。

### 3 寂 聴九十七歳の遺言

せとうちじゃくちょう  
瀬戸内寂 聴 著

私たちは人生の最後にどう救われるか。生きる幸せ、死ぬ喜びを語る、魂のメッセージです。

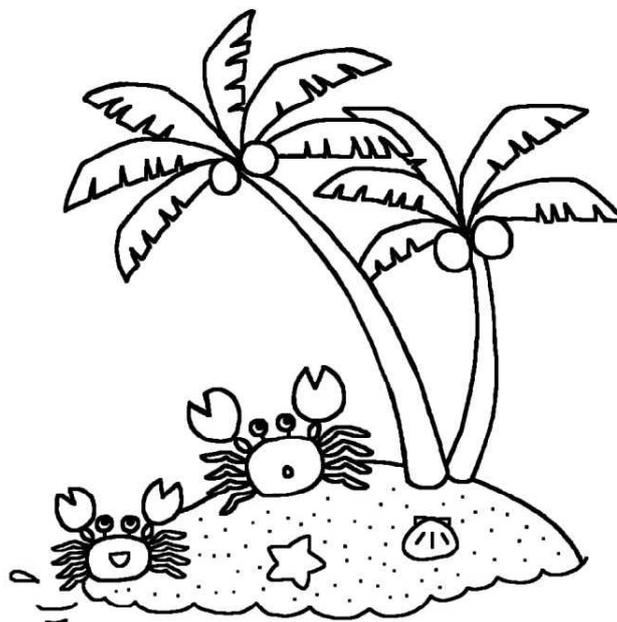
- 4 新章神様のカルテ なつかわそうすけ 夏川草介 著  
しんしょう 新章神様のカルテ いんと そうせき 信濃大学第四内科栗原班を率いる9年目の医師栗原一止は、漱石仕込みのジョークで熱い思いを隠し、大学医局という白い巨塔で淡々と仕事をしていた。

そこに幼い子の母親である29才の膀胱癌患者が入院してきて…。

一止と彼を取り巻く人々の命に捧げる奮闘記。

- 5 はやぶさ新八御用帳九 王子稻荷の女 すいがん 平岩弓枝 著  
おおみそか 大晦日、王子稻荷に現れた不吉な狐火と白い着物の女。表題作王子稻荷の女、他6編を収録。大人気シリーズ第9集。

録音図書貸出をご希望される方は、音訳事業部(☎026-227-5207)までご連絡ください。



# 事業推進委員会だより

## 令和元年度会員事業費決算報告

歳入総額 3,061,050円  
 歳出総額 4,307,527円  
 差引残高 △1,246,477円

### 【会員会費収支】

(単位：円)

会費収入(@4,000円×219人)	876,000
--------------------	---------

### 【福祉大会収支】

参加者：110名

資料発行部数：点字42部、墨字80部

賞状贈呈数：6名

記念品贈呈数：4名

(単位：円)

収入の部		支出の部	
参加費収入	68,000	会場費	18,480
ご祝儀	20,000	賞状・記念品代	21,329
		資料印刷代	51,320
		駐車場・高速代	5,920
		ボランティア交通費	14,400
		ボランティア昼食代	8,640
		飲料代	9,428
		消耗品費	6,529
		傷害保険料	1,940
合計	88,000	合計	157,986
収支差額		△69,986	

【全国大会収支】

参加者：役員2名、職員2名、付添1名 計5名 (単位：円)

収入の部		支出の部	
		参加費	5,000
		交通費 (札幌市)	225,160
		宿泊費 (3泊4日)	134,000
		交流会参加費	28,100
合 計	0	合 計	392,260
収 支 差 額		△392,260	

【女性部全国大会収支】

役員1名、付添1名分 (単位：円)

収入の部		支出の部	
		参加費	22,200
		宿泊費	35,836
		交通費 (愛知県)	16,760
合 計	0	合 計	74,796
収 支 差 額		△74,796	

【青年部全国大会収支】

役員1名、付添1名分 (単位：円)

収入の部		支出の部	
		宿泊・参加費	42,000
		交通費 (津市)	19,440
合 計	0	合 計	61,440
収 支 差 額		△61,440	

【日視連弱視者問題対策委員会参加収支】 (単位：円)

収入の部		支出の部	
		委員交通費 (東京都)	9,550
合 計	0	合 計	9,550
収 支 差 額		△9,550	

【北信越ブロック大会開催収支】

参加者：140名

資料発行部数：点字50部、墨字100部

(単位：円)

収入の部		支出の部	
参加費収入	1,687,350	宿泊費	1,631,470
ご祝儀	20,000	会場費	49,500
助成金	52,000	懇親会費	516,461
		資料印刷代	71,780
		ボランティア他昼食代	26,400
		研修会講師料	10,000
		職員旅費	14,960
		生花代	25,000
		来賓湯茶代	19,000
		飲料・試食リンゴ代	8,678
		消耗品費	3,001
		通信運搬費	5,910
合 計	1,759,350	合 計	2,392,160
収 支 差 額		△632,810	

【北信越ブロックGS大会収支】

参加者：18名分(石川県)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
補助金	298,000	参加費	10,000
		宿泊費	138,600
		昼食代	14,400
		貸し切りバス代	224,960
合 計	298,000	合 計	387,960
収 支 差 額		△89,960	

【北信越ブロックSTT大会収支】

参加者：4名(富山県)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
補助金	39,700	宿泊・参加費	79,000
		通信運搬費	1,188
合 計	39,700	合 計	80,188
収 支 差 額		△40,488	

【事業推進委員会活動収支】

(単位：円)

収入の部		支出の部	
		支部長・委員交通費	28,830
		昼食・お茶代	5,524
		スポーツ大会講師料	12,082
		音楽祭お茶代	826
		音楽祭演奏謝礼	10,000
		音楽祭プログラム作成代	1,710
		情報機器講習会講師料	15,000
合 計	0	合 計	73,972
収 支 差 額		△73,972	

【女性部活動収支】

(単位：円)

収入の部		支出の部	
		資料印刷代	8,850
		日視連女性協議会会費	18,000
		北信越女性協議会会費	10,000
		日視連女性協議会会報購読料	750
合 計	0	合 計	37,600
収 支 差 額		△37,600	

## 【その他収支】

(単位：円)

収入の部		支出の部	
		日視連年会費	75,000
		日視連スポーツ協議会年会費	20,000
		日視連青年協議会年会費	18,000
		日本愛盲シール委員会会費	15,000
		奉仕治療等活動助成金	129,000
		視障協だより印刷封入代	206,600
		視障協だより郵送代	53,295
		支部宛通知文印刷封入代	122,720
合 計	0	合 計	639,615
収 支 差 額		△639,615	

## 令和元年度決議事項処理報告

## 1. 障害者差別解消条例の制定を要望する。

回答：「長野県障がい者共生社会づくり条例(仮称)」については、本年度中の制定を目指して業務を進めています。策定に当たっては、大学教授、弁護士、有識者、障がい当事者で構成される「社会福祉審議会障がい者権利擁護専門分科会」で検討を行っており、6月から月1回のペースで検討を行っています。

また、条例制定については、障がい者をはじめ多くの方から意見をお聞きすることが大切と考え、貴協会をはじめ、様々な団体から意見聴取を行い、その結果を分科会で報告し、参考とさせていただいています。

更に、県民の意見も重要であるところから、意見募集を行っているほか、今年度から始まった「政策対話」で「共生社会づくり」をテーマに行い、23名の方にご参加いただきました。これらの意見についても、分科会で報告しています。

条例については、現在、分科会で検討している段階ではあり条例

の内容や制定時期について明確に回答することはできませんが、できる限り早期に、長野県らしい共生社会実現のための条例を策定したいと考えています。(障がい者支援課)

2. 視覚障害者が入院時にホームヘルパーを利用出来るよう制度改正を要望する。

回答：入院時に医療機関から外出する場合、看護師等から引き継いだ時点から外出後看護師等に引き継いだ時点まで同行援護等を利用することができます。

また、実施市町村の確認が必要ではありますが、入院時のコミュニケーション支援として意思疎通支援事業の制度もあります。

入院中にホームヘルパー(居宅介護)を利用することについては、「障害者総合支援法」及び「保健医療機関及び保険医療養担当規則」において認められていませんが、平成30年4月から、障害支援区分6であって入院前から重度訪問介護を利用してきた方であれば、コミュニケーション支援等のために入院中に重度訪問介護を利用することが可能となり、入院中の支援について見直しが図られていることから、引き続き国の動向を注視してまいります。(障がい者支援課)

3. 災害時において、視覚障害者用の福祉避難所の設置を要望する。

回答：県では、要配慮者の防災対策の充実を図るため、平成27年3月に「要配慮者防災・避難マニュアル策定指針」を改訂し、避難所の整備や必要物資の備蓄などについて、対策を講ずることなどを盛り込んでおります。

また、本年5月に市町村が避難所運営マニュアル等を作成する参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」を改訂し、障がいに応じた避難所の運営ができるように避難所運営マニュアルの作成を市町村に働きかけていきます。

引き続き福祉避難所の指定を市町村へ呼びかけるとともに、市町村に対し、福祉避難所を設置・運営するまでの手順を確認する訓練を要配慮者の参加を得た形で実施するよう要請してまいります。(健康福祉政策課)

4. 眼鏡型音声読書器および紙幣識別機を日常生活用具として認定する

よう要望する。

回答：日常生活用具給付事業については、市町村が主体となり、実施しております。

日常生活用具は、視覚障がいをはじめ、障がいをお持ちの方が日常生活を送るために必要不可欠なものであると認識しておりますことから、市町村において事業が円滑に実施されるよう、情報提供等を行ってまいります。(障がい者支援課)

5. 同行援護を通勤通学で利用出来るよう要望する。

回答：移動支援(地域生活支援事業)における通勤・通学時の支援については、制度上は利用が可能ですが、市町村により判断が異なることから、事前に相談が必要です。

参院において24時間の介護を受ける議員への勤務中の支援について問題とされたことから、国において重度訪問介護の支援の拡充について検討がされています。同行援護についても同様に見直しが行われるか、注視してまいります。(障がい者支援課)

6. 同行援護において、支給量が十分に給付されない等の地域間格差を無くすよう要望する。

回答：支給量に上限は設けられておりませんが、運用面において市町村間で格差が生じないように、また、同行援護の体制整備が十分でない場合にあっては、移動支援事業等を柔軟に活用し、視覚障害者へのサービスが提供されるよう、市町村に対して依頼してまいります。

同行援護の体制整備については、地域生活支援事業の視覚障害者移動支援従事者(同行援護従事者)資質向上研修への参加者を支援する視覚障がい者移動支援事業従事者の資質向上事業により、指導者を養成し、同行援護従業者養成研修が適正に実施されるよう支援することで、従業者の養成に努め、体制面での地域間格差が解消するよう努めてまいります。(障がい者支援課)

7. 公共のトイレにおいて、国際規格の「アクセシブルデザイン公共トイレの壁面の洗浄ボタン、呼出しボタンの形状及び色並びに紙巻器を含めた配置」を促進するよう要望する。

回答：「長野県福祉のまちづくり条例設計マニュアル」の中で、JIS S 0026の図を提示し、整備基準を解説しています。この、整備基準の

解説に従って設計し、施工することによりJIS S 0026とISO 19026を満たすものです。

県有施設の新築・増改築工事の場合は、工事施工業者が作成する施工図面を県の監督員(施設課職員)及び施工監理を受託した設計士が、JIS規格に準拠した建築設備メーカーが提示する配置例に沿った、障がい者に配慮した工事であることを確認しています。また、建設事務所建築課に届出が提出された場合は、同条例に基づいた指導を実施しています。

今後も引き続き、障がい者に配慮した建物が建設されるよう、同条例に基づいて対応してまいります。(地域福祉課)

8. セルフレジについて視覚障害者が一人でも利用できるよう、音声案内や拡大画面を取り入れ、必ず有人レジを設けるよう要望する。

回答：視覚障がいのある方がセルフレジを使用される際に生じる具体的な課題につきまして、ご教示いただき、必要な対応等を検討します。

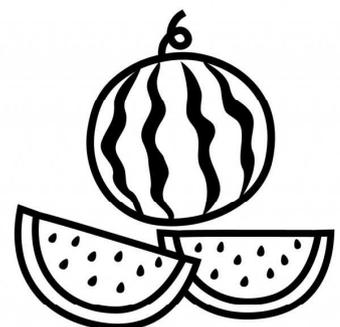
全ての方が「共に生きる長野県」の実現を目指し、視覚障がいのある方への配慮の方法について、理解促進に努めてまいります。(障がい者支援課)

9. 東北信地域に盲老人ホームの建設を要望する。

回答：養護老人ホーム等の老人福祉施設については、3年毎に策定する「市町村老人福祉計画」及び「長野県老人福祉計画」に基づき、計画的に整備を進めています。

その際、市町村は当事者及び住民の意見を聞き、施設整備の必要性について将来の需給バランス等を踏まえ方針を定めています。

東北信地域への盲老人ホームの設置については、既存施設の入居状況や今後の需要見込を踏まえ市町村が整備を要望する場合に支援してまいります。(介護支援課)



## 啓発広報部より

部長 藤森吉明

新型コロナウイルスが全国で発生し、我々視障協も各行事が中止になり、皆様に大変ご苦勞をさせています。

さて、啓発広報部の信濃の泉令和3年度版の発行に合わせ、皆様に今年度も原稿のお願いを改めましてお願い申し上げます。旅の思い出、川柳、俳句、短歌、何をお出しくださっても構いませんので、ご協力を心よりお願いいたします。

## 情報機器研究部より

部長 前野弘美

### 令和2年度情報機器研究部講習会の報告

「点字ブロックのコード化による情報提供システムの実証実験」

去る7月26日(日)、10:30より県視覚障害者福祉センターにおいて令和2年度の情報講習会が開催された。開発者の金沢工業大学の松井教授の講演を聴き、その後、個々に情報提供の仕組みの体験をした。松本市の障害福祉課、都市計画課など市の職員の方、市議会議員の方にもこの仕組みを知って頂きたくお招きした。

今回の実証実験の特徴や今後の見通しなどをお知らせして、報告と致します。

この仕組みは、施設への大きな改造をしないで実現が可能なものであると共に、方向に合わせて適した情報を提供できるものです。また、視覚障害者に限らず、一般の皆さんにも観光情報などの提供ができる為、点字ブロックへの感心が高まり、啓発が望めます。

#### 【特徴】

- ・ 付近の建物や施設とその方向などの案内情報を提供
- ・ 名物やイベントなどの、その場に即した情報の提供
- ・ 既存の施設に大きな改造をせずに実現可能な為、導入が容易である

る

- ・配置などの情報は、サーバーに置かれるので内容の更新をするだけで、環境変化への対応ができる
- ・情報の提供は、視覚障害者に限らず健常者へも観光案内などの有益な情報提供ができる
- ・スマートフォンで情報が得られるので、特別な受信機などを用意する必要がない(現在はアンドロイド・スマホに対応、本年度アイフォンにも対応予定です。)

#### 【開発】金沢工業大学松井教授及びW&Mシステムズ

点字ブロックのコード化とは5×5の警告ブロックの点に色を付けることで2の25乗(33, 554, 432)通りの指定ができ、ブロックの中に直角三角形を記入することで方向を確定できるようにしたものです。このブロックの点と方向の認識に人工知能(AI)の技術が使われています。この30年の間にコンピューターはその性能を100万倍に伸ばしました。それが高速にAIの処理をできるようにしてきました。点字ブロックから情報が得られる仕組みは、視覚障害者に限らず他県や外国からの方などにも有意義な情報の提供ができます。ですので、この仕組みが普及することで点字ブロックの存在が広く知られ、その上に荷物を置いたり自転車を駐車するなどの行為が良くない事であると認識が広まる事が望めます。

この仕組みを皆さんに知って頂き、広く広められたらと思います。

## 女 性 部 よ り

部長 住吉冬子

皆様こんにちは。お元気にお過ごしでしょうか？

まだまだこの先の予定がどうなるか不透明なため、今回は現段階での状況をお知らせいたします。

## 1. 令和元年度事業報告ならびに会計報告、協力金報告について

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、5月末に予定しておりました総会を中止せざるを得ませんでした。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。昨年度のそれぞれの報告につきましては、各支部長さんにその内容を書面にて送付させていただきました。

不明な点や疑問点・ご意見などございましたら、支部長さんあるいは直接私にでもかまいませんので、ご連絡をお願いいたします。

## 2. テープ文集「りんどう」について

今年は「りんどう第49号」の発行を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、毎年原稿を持って来ていただくことになっている秋の研修会自体の開催も難しいのが現状です。

電話連絡などを通じて皆様の原稿を集めることも考えました。

しかし、例え会合が可能になったとしても、ガイドヘルパーの確保や公共交通機関を使つての移動にはまだまだ不安があります。

とは言え、やはり私たちの会はみんなで一カ所へ集まり、話し合いや情報交換を行うことにこそ意義があると改めて思いました。

そこで、役員で相談した結果、大変残念ではありますが、今年のリんどうの発行を来年度に延期させていただくことにいたしました。

「今年こそ投稿しようと思っていたのに」という皆様、期待を裏切るようなことになってしまい申し訳ありません。

ただ、「今の思いを書きたい、伝えたい」という事は誰にでもあると思います。

どうかその思いを先送りせず、今のうちに書き留めておいていただければ幸いです。

来年度は総会を含め会合が開けるようになることを願いつつ、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

## 3. 日視連会報「あかね」について

少し早いお知らせになってしまいますが、次回「あかね第112号」の発行予定は11月です。

11月発行予定の原稿テーマは、「今、楽しんでいる事は何ですか？  
またやってみたい事は何ですか？」となっています。なお、原稿の締め切りは、10月中旬頃までです。

このテーマでなくても、日頃感じていること等ありましたら、せっかくの機会ですので長野県からも投稿してみましよう。

#### 4. 第67回日視連全国視覚障害女性研修大会(鹿児島大会)について

今年度開催予定だった「第66回神戸大会」で扱う事になっていたレポートテーマ、「我が家(私)の危機管理、どうしていますか？(災害・急病・犯罪など)」ですが、そのまま第67回の鹿児島大会のテーマになる事が決定いたしました。

また、東海・北信越ブロックのレポート発表者としては、すでに名古屋市の方をお願いすることが決まっていますので、これもこのまま来年度の大会に持ち越しになると思います。

新型コロナウイルスだけでなく、自然災害による不安など、気持ちが落ち込んだり憂鬱になってしまうこともあるかと思えます。

ですが、そんな時こそ、バランスの良い食事を取ったり、十分な睡眠を心がけるなどして、健康に気を付けながら過ごしましょう。

## スポーツのお知らせ

### 【新型コロナウイルス感染拡大防止による各種スポーツ大会

#### 開催中止について】

「第29回北信越サウンドテーブルテニス大会」および「第17回全国視覚障害者卓球大会(松本大会)」につきまして、この春からの新型コロナウイルス感染症の終息の兆しがなく、安心してイベントが開催できる状況に至っていないことから、参加者および関係者等の安全を第一に考慮したところ、開催中止との連絡が主催者より届きましたので、お知らせ致します。

参加を予定されていた皆様には残念な結果となりましたが、是非次

回開催に備えて体を整えていただき、長野県の力を存分に発揮していただきたいと思います。

## プレゼントクイズコーナー

前号に引き続き、今号も懸賞クイズをご用意致しました。全問正解の方の中から、抽選で5名の方に、コンビニエンスストアで利用できるQUOカードをお一人様500円分プレゼントさせていただきます。

1. 応募方法・・・事務局宛てにお電話で、回答をご連絡ください。
2. 応募締切日・・・9月18日(金) 16:00まで
3. 当選発表・・・9月下旬に賞品の発送をし、次号視障協だより誌面にて当選者発表をさせていただきます。

では、問題です

問題1 「ひらがな並び替えクイズ」

並べ替えて正解を出してね。

- ① で た ゆ ご ま
- ② ひ ん こ う せ
- ③ ら さ ん ぼ く

問題2 「ひらがな穴埋めクイズ」

□の中に入る言葉を答えてね。

- ① □□ぞ□こ ヒント：冷やす箱
- ② □でどけ□ ヒント：時間
- ③ は□ね□み ヒント：動物の名前

問題3 「ことわざクイズ」

□の中に数字を入れてことわざを完成させてね。

- ① 風邪は□病の元
- ② 酒は□薬の長
- ③ □階から目薬

【前回の答え】

問題1 わ き や く

問題2 せ い か い

問題3 ひがし ずむのは にし

問題4 ここ すうじ つはさむく かんじる

★5月号のプレゼントクイズコーナー 当選者発表★

5月号視障協だよりメール・誌面で実施しました「プレゼントクイズコーナー」にご応募をいただいた皆様、ありがとうございます。

厳正なる抽選の結果、5月号の当選者は松本支部の菅沢 禮子さんとなりました。

おめでとうございます！

